

町融資制度のご案内 地域振興課 商工振興係

☎内線 2255

町では、金融機関などと協力して、次の融資を行っています。

中小企業季節資金短期融資

町内中小企業者の季節的資金需要期の運転資金として短期の融資を行います。

対象者

- ・ 町内で1年以上同一事業を営んでおり、かつ、町民税を最近1年間完納している中小企業者または法人。
- ・ 中小企業信用保険法施行令に規定する業種を営んでいるもの（風俗営業の許可を受けているものは除く。）

貸付限度

100万円以内

利率

年1.5%

融資期間

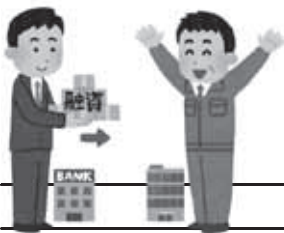
- 夏季 6月1日から7月31日
- 冬季 11月1日から12月29日

償還期限

- 夏季 平成29年10月31日
- 冬季 平成30年3月31日

金融機関

- 十六銀行八百津支店
- 東濃信用金庫八百津支店
- めぐみの農協町内各支店



勤労者生活資金融資

勤労者に対し生活の安定を図る目的として、生活に必要な資金の融資を行っています。

対象者

- ・ 八百津町の住民票に記載されている者で、引き続き1年以上住居している20歳以上の者。
- ・ 同一事業所に1年以上勤務し、かつ将来も引き続き勤務しようとする者。
- ・ 町税その他町の徴収金を滞納していない者。
- ・ 返済が確実と認められる者。

貸付限度

一個人につき、教育、介護、自動車関連資金は200万円以内。

一世帯につき、出産、育児資金は100万円以内。ただし、育児資金については、妊娠から小学校入学前の子が2人以上いる場合は200万円以内。

貸付利率 東海労働金庫の定める利率

償還期間 5年以内

返済方法 原則として月賦返済

金融機関 東海労働金庫可児支店

☎62-8335



町小口融資

町内中小企業者の経営の安定を図るための事業上の運転資金並びに設備資金を円滑に調達していただくために、信用保証協会の保証を活用した融資を行っています。

対象者

- ・ 町内に店舗、工場又は事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に規定する小規模企業者で、町内で1年以上引き続き同一事業を営むもの。
- ・ 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種に属する事業を行うもの。
- ・ 申込の日以前1年間に納期が到来した町民税の課税があつて、これを完納しているもの。

貸付限度

1,250万円以内

※ただし、既存の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で1,250万円の範囲内となる新規の保証に限りです。

貸付利率

年0.8%

貸付期間

96ヶ月以内

返済方法

一括弁済または均等月賦弁済

金融機関

- 十六銀行八百津支店
- 東濃信用金庫八百津支店

担保等

無担保ですが、県信用保証協会の追認が必要になります。
 無担保保険（信用保証料 年0.50%から2.20%の弾力的料率）
 特別小口保険（信用保証料 年0.65%）